



令和 3 年 2 月 2 4 日

議 案

2 月 定 例 会 議

常 総 市

議案第98号

常総市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例について

常総市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例を次のように定めたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和3年2月24日 提出

常総市長 神 達 岳 志

提案理由

本案は、地方自治法が改正され、条例で市長等の市に対する損害賠償責任の一部を免れさせる旨を定めることができることとされたことから、損害賠償責任の一部免責について必要な事項を定めるため、これを提出する。

常総市条例第 号

常総市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、市長若しくは市の委員会の委員若しくは委員又は市の職員（同法第243条の2の2第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。）の市に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることに関し必要な事項を定めるものとする。

(損害賠償の一部免責)

第2条 市は、市長等の市に対する損害を賠償する責任を、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、市長等が賠償の責任を負う額から、市長等に係る基準給与年額（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額をいう。）に、次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れさせる。

- (1) 市長 6
- (2) 副市長，教育委員会の教育長若しくは委員，選挙管理委員会の委員又は監査委員 4
- (3) 公平委員会の委員，農業委員会の委員又は固定資産評価審査委員会の委員 2
- (4) 市の職員（前2号に掲げる職員を除く。） 1

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第99号

訴えの提起について

住宅資金貸付金に係る支払督促の申立てについて、相手方から督促異議の申立てがなされた場合、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第395条の規定により、支払督促の申立ての時に訴えの提起があったものとみなされることから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求める。

令和3年2月24日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

相手方，請求の趣旨等

別紙のとおり

提案理由

本案は、住宅資金貸付金に係る支払督促の申立てに対し、相手方から督促異議の申立てがなされた場合、民事訴訟法の規定により支払督促の申立ての時に訴えの提起があったものとみなされることから、地方自治法の規定に基づき、これを提出する。

1 相手方

住所

氏名

2 事件の内容

上記の者は、住宅資金貸付金の借入者の連帯保証人であり、主債務者と連帯して債務を負担する義務を負っているが、貸金債権の支払を求める催告にもかかわらず、その支払に応じないことから、支払督促の申立てを行うものである。

この場合において、上記の者が督促異議の申立てを行ったときは、民事訴訟法第395条の規定により支払督促の申立ての時に訴えの提起があったものとみなされ、訴訟に移行することから、あらかじめ地方自治法第96条第1項第12号の規定による議決を求めるものである。

3 請求の趣旨

相手方に対し、次の金額の支払を求めるもの

(1) 金13,208,660円

(金銭消費貸借契約の償還未済額のうち元金11,119,792円及び利息2,088,868円の合計額)

(2) 前号の金額のうち、元金に対する約定返済日から完済まで年10.75パーセントの割合による遅延損害金

(3) 申立手続費用

4 事件の取扱い

(1) 目的達成のため必要がある場合は、請求の趣旨を変更し、又は追加することができるものとする。

(2) 判決の結果必要がある場合は、上訴することができるものとする。

議案第100号

常総市介護保険条例の一部を改正する条例について

常総市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和3年2月24日 提出

常総市長 神 達 岳 志

提案理由

本案は、介護保険制度における令和3年度から令和5年度までの各年度の第1号被保険者に係る保険料率を定める等の改正を行うため、これを提出する。

常総市条例第 号

常総市介護保険条例の一部を改正する条例

常総市介護保険条例（平成12年水海道市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「平成30年度から令和2年度」を「令和3年度から令和5年度」に改め、同項第6号ア中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加え、「には、当該合計所得金額」を「にあつては当該合計所得金額」に、「額とする」を「額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合にあつては零とする」に改め、同項第7号ア中「200万円」を「210万円」に改め、同項第8号ア中「200万円」を「210万円」に、「300万円」を「320万円」に改め、同項第9号ア中「300万円」を「320万円」に改め、同条第2項から第4項までの規定中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に改める。

附則に次の1条を加える。

（令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例）

第13条 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第7条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア及び第11号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には零とする。）によるものとし、租税特別措置法」とする。

2 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。

3 前項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

のとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の常総市介護保険条例の規定は、令和3年度以降の年度分の保険料から適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第101号

常総市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例について

常総市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例を次のように定めたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和3年2月24日 提出

常総市長 神 達 岳 志

提案理由

本案は、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等の介護サービスに係る基準について、参考とする厚生労働省令が改正されたことに伴い、必要となる改正を行うため、これを提出する。

常総市条例第 号

常総市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

(常総市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第1条 常総市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例(平成30年常総市条例第10号。附則において「指定居宅介護支援等基準条例」という。)の一部を次のように改正する。

目次中「附則」を 「第6章 雑則(第34条) 附則」に改める。

第4条に次の2項を加える。

- 5 指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第7条第2項中「できること等」を「できること、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護(以下この項において「訪問介護等」という。)がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等」に改める。

第16条第20号の次に次の1号を加える。

- (20)の2 介護支援専門員は、その勤務する指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス等に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費(以下この号において「サービス費」という。)の総額が法第43条第2項に規定する居宅介護サービス費

等区分支給限度基準額に占める割合及び訪問介護に係る居宅介護サービス費がサービス費の総額に占める割合が厚生労働大臣が定める基準に該当する場合であって、かつ、市からの求めがあった場合には、当該指定居宅介護支援事業所の居宅サービス計画の利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由等を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市に届け出なければならない。

第16条に次の1項を加える。

- 2 前項第9号、第16号又は第25号に規定するサービス担当者会議の開催は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用してこれを行うことができる。ただし、利用者又はその家族が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者又はその家族の同意を得なければならない。

第21条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第22条に次の1項を加える。

- 4 指定居宅介護支援事業者は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第22条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第22条の2 指定居宅介護支援事業者は、感染症、非常災害等の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第24条の次に次の1条を加える。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第24条の2 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

2 前項第1号に規定する委員会の開催は、テレビ電話装置等を活用してこれを行うことができる。

第25条に次の1項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第30条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第30条の2 指定居宅介護支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2 前項第1号に規定する委員会の開催は、テレビ電話装置等を活用してこれを行うことができる。

第32条第2項第1号中「第16条第13号」を「第16条第1項第13号」に改め、同項第2号イ中「第16条第7号」を「第16条第1項第7号」

に改め、同号ウ中「第16条第9号」を「第16条第1項第9号」に改め、同号エ中「第16条第15号」を「第16条第1項第15号」に改める。

本則に次の1章を加える。

第6章 雑則

(電磁的記録等)

第34条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者並びに基準該当居宅介護支援の事業を行う者及び基準該当居宅支援の提供に当たる者(次項において「指定居宅介護支援事業者等」という。)は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定され、又は想定されるもの(第10条(前条において準用する場合を含む。))及び第16条第1項第27号(前条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定居宅介護支援事業者等は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下この項において「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)により行うことができる。

(常総市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第2条 常総市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年常総市条例第6号。附則において「地域密着型サービス基準条例」という。)の一部を次のように改正する。

目次中「附則」を 「第10章 雑則(第205条) に改める。
附則 」

第4条に次の2項を加える。

3 指定地域密着型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の

ため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

- 4 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第7条第5項第1号中「いう。」の次に「第48条第4項第1号及び」を加え、同項第2号中「いう」の次に「。第48条第4項第2号において同じ」を加え、同項第3号中「いう」の次に「。第48条第4項第3号において同じ」を加え、同項第4号中「いう」の次に「。第48条第4項第4号において同じ」を加え、同項第5号中「いう。」の次に「第48条第4項第5号、」を加え、同項第6号中「いう。」の次に「第48条第4項第6号、」を加え、同項第7号中「いう。」の次に「第48条第4項第7号、」を加え、同項第8号中「いう。」の次に「第48条第4項第8号及び」を加える。

第15条中「第16条第9号」を「第16条第1項第9号」に改める。

第32条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第33条に次の1項を加える。

- 5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第33条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第33条の2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、感染症、非常災害等の発生時において、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第34条に次の2項を加える。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

4 前項第1号に規定する委員会の開催は、テレビ電話装置等（テレビ電話装置その他の情報通信機器をいう。以下同じ。）を活用してこれを行うことができる。

第35条に次の1項を加える。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第40条第1項中「この項」の次に「及び第5項」を加え、同条に次の1項を加える。

5 介護・医療連携推進会議は、テレビ電話装置等を活用してこれを開催することができる。ただし、利用者又はその家族（以下この項、第60条の17第6項及び第88条第2項において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について、当該利用者等の同意を得なければならない。

第41条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第41条の2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、虐待の発生

又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
 - (3) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- 2 前項第1号に規定する委員会の開催は、テレビ電話装置等を活用してこれを行うことができる。
- 第48条第1項第1号中「専ら」及び「とする。」を削り、同号ただし書を削り、同項第2号中「とする。」を削り、同項第3号中「専ら」及び「とする。」を削り、同号ただし書を削り、同条に次の5項を加える。
- 3 オペレーターは、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。
- 4 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次の各号のいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がないときは、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。
- (1) 指定短期入所生活介護事業所
 - (2) 指定短期入所療養介護事業所
 - (3) 指定特定施設
 - (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所
 - (5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所
 - (6) 指定地域密着型特定施設
 - (7) 指定地域密着型介護老人福祉施設
 - (8) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所

- (9) 指定介護老人福祉施設
- (10) 介護老人保健施設
- (11) 指定介護療養型医療施設
- (12) 介護医療院

5 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。

6 当該夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は、第3項本文及び前項本文の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。

7 前項の規定によりオペレーターが随時訪問サービスに従事している場合において、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がないときは、第1項の規定にかかわらず、随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができる。

第56条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

- (8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第57条第2項ただし書中「随時訪問サービスについては」を「指定夜間対応型訪問介護事業所が、適切に指定夜間対応型訪問介護を利用者に提供する体制を構築しており」に、「との連携」を「又は指定定期巡回・随時対応型訪問介護事業所（以下この項において「指定訪問介護事業所等」という。）との密接な連携」に改め、「ときは」の次に「、市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、指定夜間対応型訪問介護の事業の一部を」を加え、「指定訪問介護事業所の訪問介護員等」を「指定訪問介護事業所等の従業者」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 前項本文の規定にかかわらず、オペレーションセンターサービスについては、市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、複数の指定夜間対応型訪問介護事業所との間の契約に基づき、当該複数の指定夜間対応型訪問介護事業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者又はその家族等からの通報を受けることができる。

第57条に次の1項を加える。

5 指定夜間対応型訪問介護事業者は、適切な指定夜間対応型訪問介護の提供

を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより夜間対応型訪問介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第58条に次の1項を加える。

- 2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定夜間対応型訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても、指定夜間対応型訪問介護の提供を行うよう努めなければならない。

第60条中「第34条から」を「第33条の2から」に、「第41条及び第42条」を「及び第41条から第42条まで」に改め、「第10条第1項」の次に「第20条、第33条の2第2項、第34条第1項並びに第3項第1号及び第3号、第35条第1項並びに第41条の2第1項第1号及び第3号」を加え、「第20条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「夜間対応型訪問介護従業者」と」及び「第34条第1項及び第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「夜間対応型訪問介護従業者」」を削る。

第60条の9第4号及び第60条の10第5項中「指定地域密着型通所介護従業者」を「地域密着型通所介護従業者」に改める。

第60条の12中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第60条の13第3項中「確保しなければならない」を「確保するとともに、全ての地域密着型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない」に改め、同条に次の1項を加える。

- 4 指定地域密着型通所介護事業者は、適切な指定地域密着型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第60条の15に次の1項を加える。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第60条の16第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければならない」を「、次に掲げる措置を講じなければならない」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、地域密着型通所介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定地域密着型通所介護事業所において、地域密着型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第60条の16に次の1項を加える。

3 前項第1号に規定する委員会の開催は、テレビ電話装置等を活用してこれを行うことができる。

第60条の17第1項中「この項」の次に「及び第6項」を加え、同条に次の1項を加える。

6 運営推進会議は、テレビ電話装置等を活用してこれを開催することができる。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について、当該利用者等の同意を得なければならない。

第60条の20中「第29条」の次に「、第33条の2」を、「第39条まで」の次に「、第41条の2」を加え、「及び第35条」を「、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1項第1号及び第3号」に改める。

第60条の20の3中「、第29条」の次に「、第33条の2」を、「第39条まで」の次に「、第41条の2」を、「場合において、」の次に「第10条第1項中」を加え、「第35条中」を「第33条の2第1項、第35条第1項並びに第41条の2第1項第1号及び第3号中」に、「及び第60条の13第3項」を「、第60条の13第3項及び第4項並びに第60条の16第2項第1号及び第3号」に、「「指定地域密着型通所介護従業者」」を「「地域

密着型通所介護従業者」」に改める。

第60条の34中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第60条の36第1項中「次項」の次に「及び第4項」を加え、同条に次の1項を加える。

4 委員会は、テレビ電話装置等を活用してこれを開催することができる。

第60条の38中「第29条」の次に「、第33条の2」を、「第39条まで」の次に「、第41条の2」を加え、「第35条中「運営規程」とあるのは「第60条の34に規定する運営規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と」を「第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1項第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と」に改め、「第60条の13第3項」の次に「及び第4項並びに第60条の16第2項第1号及び第3号」を加える。

第65条第1項中「又は施設」の次に「（第67条第1項において「本体事業所等」という。）」を加える。

第66条第2項中「第83条第7項」の次に「、第111条第9項」を加える。

第67条第1項ただし書中「場合は、」の次に「当該管理者を」を、「できる」の次に「ものとするほか、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事させ、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事させることができるものとする」を加える。

第74条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第81条中「第29条」の次に「、第33条の2」を、「第39条まで」の次に「、第41条の2」を加え、「及び第35条」を「、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1項第1号及び第3号」に、「とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」を「とあり、並びに第60条の13第3項及び第4項並びに第60条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」に改める。

第83条第6項の表中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設」を加え、「、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設」を「又は指定認知

症対応型通所介護事業所」に改める。

第84条第3項中「第112条第2項」を「第112条第3項」に改める。

第88条中「会議をいう」の次に「。次項において同じ」を加え、同条に次の1項を加える。

- 2 前項のサービス担当者会議は、テレビ電話装置等を活用してこれを開催することができる。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。

第94条第2項中「第16条各号」を「第16条第1項各号」に改める。

第101条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第102条に次の1項を加える。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、過疎地域その他これに類する地域において、地域の実情により当該地域における指定小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必要であると市が認めた場合は、指定小規模多機能型居宅介護事業者は、市が認めた日から介護保険事業計画（法第117条第1項の規定により定める市介護保険事業計画をいう。以下この項において同じ。）の終期まで（市が次期の介護保険事業計画を作成するに当たって、新規に代替サービスを整備するよりも既存の指定小規模多機能型居宅介護事業所を活用することがより効率的であると認めた場合にあっては、次期の介護保険事業計画の終期まで）に限り、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる。

第109条中「第29条」の次に「、第33条の2」を加え、「、第42条」を「から第42条まで」に、「及び第35条」を「、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1項第1号及び第3号」に改め、「第60条の13第3項」の次に「及び第4項並びに第60条の16第2項第1号及び第3号」を加える。

第111条第1項中「除く。）をいう」の次に「。以下この項において同じ」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が3である場合であり、かつ、当該共同生活住居が全て同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、当該指定認知症対応型共同生

活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて2以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。

第111条第5項中「共同生活住居」を「指定認知症対応型共同生活介護事業所」に改め、同条第10項中「第9項」を「第10項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項を同条第10項とし、同条第8項の次に次の1項を加える。

9 第7項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、第6項の厚生労働大臣が定める研修を修了している者を置くことができる。

第112条第2項中「指定地域密着型サービス第91条第2項」を「指定地域密着型サービス基準第91条第3項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。

第113条中「指定地域密着型サービス」を「指定地域密着型サービス基準」に改める。

第114条第1項中「又は2」を「以上3以下（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所にあつては、1又は2）」に改め、同項ただし書を削る。

第118条第8項中「外部の者による」を「次の各号のいずれかの」に改

め、同項に次の各号を加える。

(1) 外部の者による評価

(2) 第129条において準用する第60条の17第1項に規定する運営推進会議における評価

第118条に次の1項を加える。

9 第7項第1号に規定する委員会の開催は、テレビ電話装置等を活用してこれを行うことができる。

第122条中「指定地域密着型サービス」の次に「(サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。)」を加える。

第123条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第124条第3項中「確保しなければならない」を「確保するとともに、全ての介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない」に改め、同条に次の1項を加える。

4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第129条中「第29条」の次に「、第33条の2」を加え、「、第42条」を「から第42条まで」に、「及び第35条」を「、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1項第1号及び第3号」に改め、「第6章第4節」との次に「、第60条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と」を加える。

第139条に次の1項を加える。

8 第6項第1号に規定する委員会の開催は、テレビ電話装置等を活用してこれを行うことができる。

第146条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第147条第4項中「確保しなければならない」を「確保するとともに、

全ての地域密着型特定施設従業者（看護師，准看護師，介護福祉士，介護支援専門員，法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し，認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない」に改め，同条に次の1項を加える。

5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は，適切な指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から，職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第150条中「第29条」の次に「，第33条の2」を加え，「，第42条」を「から第42条まで」に，「第35条中」を「第33条の2第2項，第35条第1項並びに第41条の2第1項第1号及び第3号中」に改め，「第7章第4節」との次に「，第60条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と」を加える。

第152条第1項に次のただし書を加える。

ただし，他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該指定地域密着型介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であって，入所者の処遇に支障がないときは，第4号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。

第152条第1項第4号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え，同条第3項ただし書中「，指定地域密着型介護老人福祉施設（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（第180条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。以下この項において同じ。）にユニット型指定介護老人福祉施設（指定介護老人福祉施設（指定介護老人福祉施設に関する基準（平成11年厚生省令第39号。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。）第38条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員（指定介護老人福祉施設基準第47条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）又は指定地域密着型介護老人福祉施設にユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設

設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員（第189条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）を除き」を削り、同条第4項中「以下第8項第1号」を「第8項第1号」に改め、同条第8項各号列記以外の部分中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同項第1号中「栄養士」を「生活相談員，栄養士若しくは管理栄養士」に改め、同項第2号から第4号までの規定中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同条第12項中「。以下「指定介護予防サービス等基準」という。」を削り、同条第13項中「指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員，栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加える。

第159条に次の1項を加える。

8 第6項第1号に規定する委員会の開催は、テレビ電話装置等を活用してこれを行うことができる。

第160条第6項中「第11項」の次に「及び第13項」を加え、同条に次の1項を加える。

13 第6項に規定するサービス担当者会議の開催は、テレビ電話装置等を活用してこれを行うことができる。ただし、入所者又はその家族が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者又はその家族の同意を得なければならない。

第165条の次に次の2条を加える。

（栄養管理）

第165条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

（口腔衛生の管理）

第165条の3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の^{くう}口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第170条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

（8）虐待の防止のための措置に関する事項

第171条第3項中「確保しなければならない」を「確保するとともに、全ての従業者（看護師，准看護師，介護福祉士，介護支援専門員，法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除

く。) に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない」に改め、同条に次の1項を加える。

4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第173条第2項第3号中「研修」の次に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加え、同条に次の1項を加える。

3 前項第1号に規定する委員会の開催は、テレビ電話装置等を活用してこれを行うことができる。

第177条第1項に次の1号を加える。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第177条に次の1項を加える。

5 第1項第3号に規定する委員会の開催は、テレビ電話装置等を活用してこれを行うことができる。

第179条中「第29条」の次に「、第33条の2」を、「第39条」の次に「、第41条」を、「第10条第1項」の次に「、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1項第1号及び第3号」を加え、「、第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と」を削る。

第182条第1項第1号ア(イ)ただし書中「おおむね10人以下としなければならない」を「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする」に改め、同号ア(オ)を削る。

第184条に次の1項を加える。

10 第8項第1号に規定する委員会の開催は、テレビ電話装置等を活用してこれを行うことができる。

第188条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第189条第4項中「確保しなければならない」を「確保するとともに、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置

を講じなければならない」に改め、同条に次の1項を加える。

5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第191条中「第29条」の次に「、第33条の2」を、「第39条」の次に「、第41条の2」を、「第10条第1項」の次に「、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1項第1号及び第3号」を加え、「、第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と」を削り、「第169条第5号」を「「6月」とあるのは「2月」と、第169条中「第160条」とあるのは「第191条において準用する第160条」と、同条第5号」に、「第178条第2項第3号」を「同条第6号中「第179条」とあるのは「第191条」と、同条第7号中「第177条第3項」とあるのは「第191条において準用する第177条第3項」と、第178条第2項第2号中「第157条第2項」とあるのは「第191条において準用する第157条第2項」と、同項第3号」に、「読み替えるもの」を「、同項第4号及び第5号中「次条」とあるのは「第191条」と、同項第6号中「前条第3項」とあるのは「第191条において準用する前条第3項」と読み替えるもの」に改める。

第204条中「第29条」の次に「、第33条の2」を加え、「、第42条」を「から第42条まで」に改め、「第10条第1項」の次に「、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1項第1号及び第3号」を加え、「、第14条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「利用の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と」を削り、「第60条の13第3項」の次に「及び第4項並びに第60条の16第2項第1号及び第3号」を加え、「第88条中」を「第88条第1項中」に、「及び第98条第2項」を「並びに第98条第2項及び第3項」に改める。

本則に次の1章を加える。

第10章 雑則

(電磁的記録等)

第205条 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定され、又は想定されるもの(第13条第1項(第60条、第60条の20、第60条の20の3、第60条の38、第81条、第109条、第129条、第150条、第179条、第191条及び前条において準用する場合を含む。)、第116条第1項、第137条第1項及び第157条第1項(第191条において準用する場合を含む。))並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(以下この項において「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)により行うことができる。

附則第3項及び附則第4項中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

(常総市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第3条 常総市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例(平成27年常総市条例第10号。附則において「指定介護予防支援等基準条例」という。)の一部を次のように改正する。

目次中「附則」を 「第7章 雑則(第36条) に改める。
附則 」

第4条に次の2項を加える。

5 指定介護予防支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

6 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第20条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第21条に次の1項を加える。

4 指定介護予防支援事業者は、適切な指定介護予防支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより担当職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第21条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第21条の2 指定介護予防支援事業者は、感染症、非常災害等の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第23条の次に次の1条を加える。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第23条の2 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

2 前項第1号に規定する委員会の開催は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用してこれを行うことができる。

第24条に次の1項を加える。

2 指定介護予防支援事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第25条第3項中「第33条第9号」を「第33条第1項第9号」に改める。

第29条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第29条の2 指定介護予防支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2 前項第1号に規定する委員会の開催は、テレビ電話装置等を活用してこれを行うことができる。

第31条第2項第1号中「第33条第14号」を「第33条第1項第14号」に改め、同項第2号イ中「第33条第7号」を「第33条第1項第7号」に改め、同号ウ中「第33条第9号」を「第33条第1項第9号」に改め、同号エ中「第33条第16号」を「第33条第1項第16号」に改め、同号オ中「第33条第17号」を「第33条第1項第17号」に改める。

第33条に次の1項を加える。

2 前項第9号、第18号又は第26号に規定するサービス担当者会議の開催は、テレビ電話装置等を活用してこれを行うことができる。ただし、利用者又はその家族が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者又はその家族の同意を得なければならない。

本則に次の1章を加える。

第7章 雑則

(電磁的記録等)

第36条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者並びに基準該当介護予防支援の事業を行う者及び基準該当介護予防支援の提供に当たる者(次項において「指定介護予防支援事業者等」という。)は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定され、又は想定されるもの(第10条(前条において準用する場合を含む。))及び第33条第1項第26号(前条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定介護予防支援事業者等は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下この項において「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)により行うことができる。

(常総市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第4条 常総市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年常総市条例第7号。附則において「地域密着型介護予防サービス基準条例」という。)の一部を次のように改正する。

目次中「附則」を 「第5章 雑則(第93条) 附則」に改める。

第4条に次の2項を加える。

- 3 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 4 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、指定地域密着型介護予防サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第9条第1項中「事業所又は施設」の次に「（第11条第1項において「本体事業所等」という。）」を加える。

第10条第2項中「第46条第7項」の次に「及び第73条第9項」を加える。

第11条第1項ただし書中「場合は、」の次に「当該管理者を」を、「できる」の次に「ものとするほか、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事させ、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事させることができるものとする」を加える。

第17条中「第33条第9号」を「第33条第1項第9号」に改める。

第29条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第30条第3項中「確保しなければならない」を「確保するとともに、全ての介護予防認知症対応型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない」に改め、同条に次の1項を加える。

- 4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防認知症対応型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第30条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第30条の2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、感染症、非常災害等の発生時において、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第32条に次の1項を加える。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第33条第2項中「必要な措置を講ずるように努めなければならない」を「、次に掲げる措置を講じなければならない」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的の実施すること。

第33条に次の1項を加える。

3 前項第1号に規定する委員会の開催は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用してこれを行うことができる。

第34条に次の1項を加える。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付

け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第39条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第39条の2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2 前項第1号に規定する委員会の開催は、テレビ電話装置等を活用してこれを行うことができる。

第41条第1項中「この項」の次に「及び第6項」を加え、同条に次の1項を加える。

6 運営推進会議は、テレビ電話装置等を活用してこれを開催することができる。ただし、利用者又はその家族が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者又はその家族の同意を得なければならない。

第46条第6項の表中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設」を加え、「、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設」を「又は指定認知症対応型通所介護事業所」に改め、同条第7項中「行うもの（以下）」の次に「この章において」を加える。

第47条第3項中「第74条第2項」を「第74条第3項」に改める。

第51条第1項中「をいう」の次に「。次項において同じ」を加え、同条に次の1項を加える。

2 前項のサービス担当者会議は、テレビ電話装置等を活用してこれを開催することができる。ただし、利用者又はその家族が参加する場合にあって

は、テレビ電話装置等の活用について当該利用者又はその家族の同意を得なければならない。

第59条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第60条に次の1項を加える。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、過疎地域その他これに類する地域において、地域の実情により当該地域における指定介護予防小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必要であると市が認めた場合は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、市が認めた日から介護保険事業計画（法第117条第1項の規定により定める市介護保険事業計画をいう。以下この項において同じ。）の終期まで（市が次期の介護保険事業計画を作成するに当たって、新規に代替サービスを整備するよりも既存の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を活用することがより効率的であると認めた場合にあっては、次期の介護保険事業計画の終期まで）に限り、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる。

第67条中「第28条、第30条」の次に「、第30条の2」を加え、「第38条まで、第39条（第4項を除く。）から」を削り、「第41条まで」の次に「（第39条第4項を除く。）」を加え、「第12条第1項」を「第12条第1項、第30条第3項及び第4項、第30条の2第2項、第33条第2項第1号及び第3号、第34条第1項並びに第39条の2第1号及び第3号」に改め、「、第30条第3項及び第34条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と」を削る。

第69条第2号中「第33条各号」を「第33条第1項各号」に改める。

第73条第1項中「（宿直勤務を除く。）をいう」の次に「。以下この項において同じ」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が3である場合であり、かつ、当該共同生活住居が全て同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定介護予防認知

症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて2以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。

第73条第5項中「共同生活住居」を「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」に改め、同条第10項中「第9項」を「第10項」に改め、同項を同条第11項とし、同条中第9項を第10項とし、第8項の次に次の1項を加える。

9 第7項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、第6項の厚生労働大臣が定める研修を修了している者を置くことができる。

第74条第2項中「第71条第2項」を「第71条第3項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。

第76条第1項中「又は2」を「以上3以下（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所にあつては、1又は2）」に改め、同項ただし書を削る。

第80条に次の1項を加える。

4 前項第1号に規定する委員会の開催は、テレビ電話装置等を活用してこれを行うことができる。

第81条中「地域密着型介護予防サービス」の次に「（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。）」を加える。

第82条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第83条第3項中「確保しなければならない」を「確保するとともに、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない」に改め、同条に次の1項を加える。

4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第88条中「第26条、第28条」の次に「、第30条の2」を加え、「、第39条（第4項を除く。）、第40条、第41条」を「から第41条まで（第39条第4項及び第41条第5項を除く。）」に改め、「第12条第1項」の次に「、第30条の2第2項、第33条第2項第1号及び第3号、第34条第1項並びに第39条の2第1項第1号及び第3号」を加え、「、第34条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」とを削る。

第89条第2項中「外部の者による」を「次の各号のいずれかの」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 外部の者による評価

(2) 前条において準用する第41条第1項に規定する運営推進会議における評価

本則に次の1章を加える。

第5章 雑則

(電磁的記録等)

第93条 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定され、又は想定されるもの（第15条第1項（第

67条及び第88条において準用する場合を含む。)及び第78条第1項並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

- 2 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下この項において「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)により行うことができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第1条中指定居宅介護支援等基準条例第16条第20号の次に1号を加える改正規定は、令和3年10月1日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の指定居宅介護支援等基準条例(以下「新指定居宅介護支援等基準条例」という。)第4条第5項及び第30条の2第1項(新指定居宅介護支援等基準条例第33条において準用する場合を含む。)、第2条の規定による改正後の地域密着型サービス基準条例(以下「新地域密着型サービス基準条例」という。)第4条第3項及び第41条の2第1項(新地域密着型サービス基準条例第60条、第60条の20、第60条の20の3、第60条の38、第81条、第109条、第129条、第150条、第179条、第191条及び第204条において準用する場合を含む。)、第3条の規定による改正後の指定介護予防支援等基準条例(以下「新指定介護予防支援等基準条例」という。)第4条第5項及び第29条の2第1項(新指定介護予防支援等基準条例第35条において準用する場合を含む。)並びに第4条の規定による改正後の地域密着型介護予防サービス基準条例(以下「新地域密着型介護予防サービス基準条例」という。)第4条第3項及び第39条の2第1項(新地域密着型介護予防サービス基準条例第67条及び第88条において準用する場合を含む。)の規

定の適用については、これらの規定中「講じなければならない」とあるのは「講ずるよう努めなければならない」とし、新指定居宅介護支援等基準条例第21条（新指定居宅介護支援等基準条例第33条において準用する場合を含む。）及び新指定介護予防支援等基準条例第20条（新指定介護予防支援等基準条例第35条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項に」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）に」とし、新地域密着型サービス基準条例第32条、第56条、第60条の12（新地域密着型サービス基準条例第60条の20の3において準用する場合を含む。）、第60条の34、第74条、第101条（新地域密着型サービス基準条例第204条において準用する場合を含む。）、第123条、第146条、第170条及び第188条並びに新地域密着型介護予防サービス基準条例第29条、第59条及び第82条の規定の適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「運営規程」とあるのは「運営規程（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

- 3 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新指定居宅介護支援等基準条例第22条の2（新指定居宅介護支援等基準条例第33条において準用する場合を含む。）、新地域密着型サービス基準条例第33条の2（新地域密着型サービス基準条例第60条、第60条の20、第60条の20の3、第60条の38、第81条、第109条、第129条、第150条、第179条、第191条及び第204条において準用する場合を含む。）、新指定介護予防支援等基準条例第21条の2（新指定介護予防支援等基準条例第35条において準用する場合を含む。）並びに新地域密着型介護予防サービス基準条例第30条の2（新地域密着型介護予防サービス基準条例第67条及び第88条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければならない」とあるのは「講ずるよう努めなければならない」と、「実施しなければならない」とあるのは「実施するよう努めなければならない」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めなければならない」とする。

（居宅サービス事業者等における感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置）

4 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新指定居宅介護支援等基準条例第24条の2第1項（新指定居宅介護支援等基準条例第33条において準用する場合を含む。）、新地域密着型サービス基準条例第34条第3項（新地域密着型サービス基準条例第60条において準用する場合を含む。）及び第60条の16第2項（新地域密着型サービス基準条例第60条の20の3、第60条の38、第81条、第109条、第129条、第150条及び第204条において準用する場合を含む。）、新指定介護予防支援等基準条例第23条の2第1項（新指定介護予防支援等基準条例第35条において準用する場合を含む。）並びに新地域密着型介護予防サービス基準条例第33条第2項（新地域密着型介護予防サービス基準条例第67条及び第88条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければならない」とあるのは「講ずるよう努めなければならない」とする。

（認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置）

5 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新地域密着型サービス基準条例第60条の13第3項（新地域密着型サービス基準条例第60条の20の3、第60条の38、第81条、第109条及び第204条において準用する場合を含む。）、第124条第3項、第147条第4項、第171条第3項及び第189条第4項並びに新地域密着型介護予防サービス基準条例第30条第3項（新地域密着型介護予防サービス基準条例第67条において準用する場合を含む。）及び第83条第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければならない」とあるのは「講ずるよう努めなければならない」とする。

（ユニットの定員に係る経過措置）

6 この条例の施行の日以降、当分の間、新地域密着型サービス基準条例第182条第1項第1号ア(イ)の規定に基づき入居定員が10人を超えるユニットを整備するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、新地域密着型サービス基準条例第152条第1項第3号ア及び第189条第2項の基準を満たすほか、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

7 この条例の施行の際現に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室、療養室又は病室（以下この項において「居室等」という。）であって、

第2条の規定による改正前の地域密着型サービス基準条例第182条第1項第1号ア(ウ)の規定の要件を満たしている居室等については、なお従前の例による。

(栄養管理に係る経過措置)

- 8 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新地域密着型サービス基準条例第165条の2（新地域密着型サービス基準条例第191条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新地域密着型サービス基準条例第165条の2中「行わなければならない」とあるのは、「行うよう努めなければならない」とする。

(口腔衛生の管理に係る経過措置)

- 9 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新地域密着型サービス基準条例第165条の3（新地域密着型サービス基準条例第191条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新地域密着型サービス基準条例第165条の3中「行わなければならない」とあるのは、「行うよう努めなければならない」とする。

(事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置)

- 10 この条例の施行の日から起算して6月を経過する日までの間、新地域密着型サービス基準条例第177条第1項（新地域密着型サービス基準条例第191条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新地域密着型サービス基準条例第177条第1項中「次に掲げる措置を講じなければならない」とあるのは「次の第1号から第3号までに掲げる措置を講ずるとともに、次の第4号に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない」とする。

(介護保険施設等における感染症の予防及びまん延の防止のための訓練に係る経過措置)

- 11 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新地域密着型サービス基準条例第173条第2項第3号（新地域密着型サービス基準条例第191条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、指定地域密着型介護老人福祉施設は、その従業者又は職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

議案第102号

常総市立幼稚園設置条例の一部を改正する条例について

常総市立幼稚園設置条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和3年2月24日 提出

常総市長 神 達 岳 志

提案理由

本案は、市立幼稚園の統廃合を目的として、既存の市立幼稚園5園を廃止するとともに、常総市立おひさま幼稚園及び常総市立にじいろ幼稚園の2園を新たに設置するため、これを提出する。

常総市条例第 号

常総市立幼稚園設置条例の一部を改正する条例

常総市立幼稚園設置条例（平成17年水海道市条例第134号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

名称	位置
常総市立おひさま幼稚園	常総市新石下4365番地
常総市立にじいろ幼稚園	常総市鴻野山157番地

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第103号

常総市立小中学校適正配置実施計画検討委員会設置条例について

常総市立小中学校適正配置実施計画検討委員会設置条例を次のように定めたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和3年2月24日 提出

常総市長 神 達 岳 志

提案理由

本案は、市立小中学校における教育の充実及び教育環境の整備を目的として常総市立小中学校適正配置実施計画を策定することとし、その検討を行う教育委員会の附属機関として常総市立小中学校適正配置実施計画検討委員会を設置するため、これを提出する。

常総市条例第 号

常総市立小中学校適正配置実施計画検討委員会設置条例

(設置)

第1条 市立小中学校における教育の充実及び教育環境の整備を目的とした市立小中学校適正配置実施計画（以下「実施計画」という。）の策定について検討するため、常総市立小中学校適正配置実施計画検討委員会（以下「検討委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 検討委員会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議し、答申する。

- (1) 実施計画を策定するための検討に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、実施計画の策定に関し、教育委員会が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 検討委員会は、委員25名以内で組織し、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市議会の議員 2名以内
- (2) 学識経験を有する者 2名以内
- (3) 自治区の代表者 2名以内
- (4) 民生委員の代表者 2名以内
- (5) 市立小中学校のPTAの代表者 10名以内
- (6) 市内の幼稚園、保育所等の保護者 4名以内
- (7) 市立小中学校の校長 3名以内

(委員の任期等)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、特定の地位又は職により委嘱され、又は任命された委員の任期は、当該地位又は職にある期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 検討委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、検討委員会を代表し、会務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 第3条の規定により委員を委嘱し、又は任命するために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(招集の特例)

3 第6条第1項の規定にかかわらず、第5条第1項の規定による会長及び副会長の選任がなされる前の会議の招集は、教育委員会がこれを行う。

(常総市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

4 常総市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年水海道市条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表第1 水道事業審議会の委員の項の次に次のように加える。

市立小中学校適正配置実施計画 検討委員会の委員	日額	5,000円	一般職
----------------------------	----	--------	-----

別表第5 行政文書保全指導員の項の次に次のように加える。

市外在住の市立小中学校適正配置実施計画 検討委員会の委員	一般職の旅費相当額
---------------------------------	-----------

議案第104号

常総市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例について

常総市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和3年2月24日 提出

常総市長 神 達 岳 志

提案理由

本案は、鬼怒川緊急対策プロジェクトの実施に伴い廃止した豊岡球場について、その再整備が完了することから、改めて社会体育施設に加えるため、これを提出する。

常総市条例第 号

常総市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

常総市社会体育施設の設置及び管理に関する条例（平成17年水海道市条例第150号）の一部を次のように改正する。

別表第1原山球場の項の次に次のように加える。

豊岡球場	常総市豊岡町乙1500番地2
------	----------------

別表第2原山球場の項の次に次のように加える。

豊岡球場	500	1,000
------	-----	-------

附 則

この条例は、令和3年5月1日から施行する。

議案第105号

水海道あすなろの里の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例について

水海道あすなろの里の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和3年2月24日 提出

常総市長 神 達 岳 志

提案理由

本案は、水海道あすなろの里について、地方自治法の規定に基づく指定管理者制度を導入することとし、指定管理者に係る必要な規定を新たに加える等の改正を行うため、これを提出する。

常総市条例第 号

水海道あすなろの里の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

水海道あすなろの里の設置及び管理に関する条例（昭和54年水海道市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第3条の2第1項中「又は」を「若しくは」に改め、「場合」の次に「又は食堂施設を利用する場合」を加える。

第5条中「次の」を「市長は、次の」に改める。

第7条第2項中「食堂施設を除き、前納又は即納」を「使用の許可を受けたときに納入するもの」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

第7条第3項中「食堂施設の」を「前項の規定にかかわらず、食堂施設に係る」に改める。

第8条第1項中「行事」を「事業」に、「相当」を「公益上必要がある」に改め、「認めるときは、」の次に「市規則で定めるところにより」を加え、同条第2項を削る。

第12条を第19条とし、第11条を第18条とし、同条の前に次の1条を加える。

（原状回復義務）

第17条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は地方自治法第244条の2第11項の規定によりその指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、管理をしなくなった施設、設備等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

2 使用者は、その使用が終了したとき、又は第6条第1項の規定によりその許可を取り消されたときは、使用した施設、設備等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

第10条を第16条とし、第9条の次に次の6条を加える。

（指定管理者による管理）

第10条 あすなろの里の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者に行わせることができる。

2 指定管理者の指定手続等については、常総市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年水海道市条例第12号）の定めるところによる。

3 第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合における第3条の2から第6条までの規定の適用については、第3条の2第3項、第4条第1項及び第2項、第5条並びに第6条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第3条の2第3項中「開園時間及び休園日」とあるのは「あらかじめ市長の承認を得てあすなろの里（ロッジ棟及びキャンプ場に限る。）の開園時間及び休園日」と、第4条第1項及び第3項並びに第5条中「あすなろの里」とあるのは「あすなろの里（ロッジ棟及びキャンプ場に限る。）」とする。

（指定管理者が行う業務）

第11条 指定管理者は、あすなろの里（ロッジ棟及びキャンプ場に限る。以下この条から第13条までにおいて同じ。）に係る次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第1条に規定する設置目的のための事業に関する業務
- (2) 使用の許可等に関する業務
- (3) 施設、設備等の維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、あすなろの里の管理運営上、市長が必要と認める業務

（指定管理者が行う管理の基準）

第12条 指定管理者は、法令、条例、規則その他市長が定めるところに従い、適正にあすなろの里の管理を行わなければならない。

（利用料金）

第13条 市長は、あすなろの里の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者の収入として収受させることができる。この場合において、利用料金の納入方法は、第7条第2項の規定にかかわらず、指定管理者が定めることができる。

2 利用料金は、市長が公益上必要があると認める場合を除き、別表に掲げる金額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

3 市長は、前項の規定により指定管理者が利用料金の額を定めたときは、速やかにこれを公告するものとする。

（利用料金の減免）

第14条 指定管理者は、市長が特別の理由があると認めるときは、利用料金の額を減額し、又はこれを免除することができる。

(利用料金の返還)

第15条 既に納入された利用料金は、返還しない。ただし、天災その他使用者の責めによらない理由により使用できなくなったとき、又は指定管理者が相当の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

別表中「(第7条関係)」を「(第7条, 第13条関係)」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第106号

常総市営住宅設置条例の一部を改正する条例について

常総市営住宅設置条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和3年2月24日 提出

常総市長 神 達 岳 志

提案理由

本案は、三郷団地及び十一面住宅について、老朽化が著しいことから市営住宅としての用途を廃止するため、これを提出する。

常総市条例第 号

常総市営住宅設置条例の一部を改正する条例

常総市営住宅設置条例（昭和39年水海道市条例第44号）の一部を次のように改正する。

本則中「同法施行令」を「公営住宅法施行令」に改める。

別表三郷団地の項及び十一面住宅の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第107号

常総市下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例について

常総市下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和3年2月24日 提出

常総市長 神 達 岳 志

提案理由

本案は、地方税法及び租税特別措置法の改正に伴い必要となる規定の整備を行うため、これを提出する。

常総市条例第 号

常総市下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例

常総市下水道事業受益者負担に関する条例（平成17年水海道市条例第129号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に，「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。））」に改め，「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。））」を削り，「当該特例基準割合適用年」を「その年」に，「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は，公布の日から施行する。
（延滞金に関する経過措置）
- 2 この条例による改正後の附則第3項の規定は，延滞金のうち令和3年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し，同日前の期間に対応するものについては，なお従前の例による。

議案第108号

市道の路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により次の路線を廃止したいので、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和3年2月24日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路 線 名	起 点	終 点
3537	坂手町5632	坂手町5541-10

提案理由

本案は、坂手町地内の路線について、隣接する民有地と一体となり、道路としての機能を有しておらず、当該路線に隣接する土地の所有者から払下げの要望があることから、その認定を廃止するため、これを提出する。

議案第109号

市道の路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により次の路線を廃止したいので、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和3年2月24日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路線名	起 点	終 点
3991	坂手町3033-3	坂手町2975-1

提案理由

本案は、坂手町地内の路線について、隣接する民有地と一体となり、道路としての機能を有しておらず、当該路線に隣接する土地の所有者から払下げの要望があることから、その認定を廃止するため、これを提出する。

議案第110号

市道の路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により次の路線を廃止したいので、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和3年2月24日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路線名	起 点	終 点
2723	大輪町1544-2	国生262

提案理由

本案は、鬼怒川右岸の国生から美妻橋までの路線である市道2723号線について、美妻橋から内守谷町までの区間の堤防天端の道路が整備されたことから、新たに整備された区間を含めた上で、改めて路線番号を付して市道として認定することを目的として、この路線を廃止するため、これを提出する。

議案第111号

市道の路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により次の路線を認定したいので、同条第2項の規定により議会の議決を求める。

令和3年2月24日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路線名	起 点	終 点
6006	内守谷町5771-4	国生262

提案理由

本案は、鬼怒川右岸の美妻橋から内守谷町までの区間の堤防天端の道路が整備されたことから、議案第110号において廃止した路線の区間を含めた上で市道として認定するため、これを提出する。